

上尾市立養護老人ホーム恵和園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 2 1 号

上尾市立養護老人ホーム恵和園条例の一部を改正する条例

上尾市立養護老人ホーム恵和園条例（平成 1 7 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条「次に掲げる」を「老人福祉法第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定による入所の措置に係る者の養護に関する」に改め、同条各号を削る。

第 3 条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 号中「並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号）第 3 条及び第 7 章の規定」を削り、同条第 4 号中「第 1 1 条」を「第 9 条」に改める。

第 6 条及び第 7 条を削り、第 8 条を第 6 条とする。

第 9 条中「及び老人デイサービス事業の利用者」を削り、「入所者等」を「入所者」に改め、同条を第 7 条とする。

第 1 0 条第 1 項中「入所者等」を「入所者」に改め、同条を第 8 条とする。

第 1 1 条中「第 2 条各号に掲げる事業」を「第 2 条に定める事業」に改め、同条第 2 号中「第 8 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 1 2 条を削り、第 1 3 条を第 1 0 条とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。